

教福第422-2号
令和6年12月18日

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 様

教育局教育総務部福利課長

個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））に係る制度改正について（通知）

令和2年5月29日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」が成立し、同年6月5日に公布されました。この改正によって、令和6年12月以降、個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という。）の加入手続き等で求められていた事業主の証明書が廃止されます。

改正の概要及び留意点については下記のとおりですので、所属所での周知について特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 拠出限度額の引き上げ

一般組合員について、iDeCoの掛金拠出限度額が20,000円に引き上げられます。また、掛金の拠出方法が、毎月定額拠出のみになります。

※ 短期組合員の拠出限度額に変更はありません。

	一般組合員	短期組合員
令和6年11月まで	12,000円	23,000円
令和6年12月以降	20,000円	

(2) iDeCo 加入時等の事業主証明書の廃止

福利課では、これまで県費発令かつ一般組合員（本採用・フルタイム再任用等）である教職員の事業主証明を行っていましたが、12月1日以降は、福利課で手続きすることなく iDeCo に加入できます。

2 事業所情報

一般組合員が、iDeCo の加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する事業所情報は以下のとおりです。

企業年金制度等の加入状況コード：「51：地方公務員共済組合（長期）」

※ 登録事業所番号及び名称の記入は不要です。

3 留意点

- (1) この通知は加入を強制・推奨するものではありません。iDeCo(イデコ)は私的年金のひとつであり、加入は任意です。積立金の運用は加入者自身の責任で行い、投資リスクも加入者が負うものになります。
- (2) 掛金の納付方法は、制度改正後も「個人払込」のみの扱いになります。
- (3) 加入手続き等の詳細については、取扱い金融機関にお問い合わせください。制度自体についても、加入希望者自身が取扱い金融機関や国民年金基金連合会に確認するようお願いいたします。
- (4) 取扱い金融機関によっては、令和6年12月以降も、事業主証明書の提出を求められる場合があります。一般組合員の事業主証明は、引き続き福利課で行いますので、必要書類を福利課へ送付してください。証明に必要な書類等は、令和4年9月29日付け教福第346-2号「個人型確定拠出年金（iDeCo）に係る事業主証明課所の変更について（通知）」を御確認ください。

4 参考

- (1) 制度の詳細等について
iDeCo 公式サイト : <https://www.ideco-koushiki.jp/>
- (2) 通知等の掲載箇所
埼玉県教職員互助会ホームページ[現職者の方へ - 保険・財形 - 貯蓄]
<https://gojo-saitama.jp/business/business-604>

担 当: 福利課年金担当 電 話: 048 (830) 6688 Email : a6680-13@pref.saitama.lg.jp
--